

「指定文」であるもの、ないもの*

西垣内 泰介

神戸松蔭女子学院大学 言語科学研究所

gauchi[at]shoin.ac.jp

What is, and is not, the specificational sentence

Taisuke Nishigauchi

Shoin Institute for Linguistic Sciences, Kobe Shoin Women's University

Abstract

「[西垣内 (2016)] の議論を批判的に検討し、妥当な指定文分析はいかなるものかを考察する。」とする西山・西川 (2018) の問題点を指摘する。西山・西川 (2018) の議論は (i) 基本的な言語事実の認識に問題がある、(ii) 「過不足なく指定」の条件についての誤解がある、(iii) 「変項名詞句」「非飽和性」の概念に問題がある、(iv) 「指定文」の把握について疑問がある、(v) 「自分の」「逆行束縛」の議論に問題があることを示す。

This paper examines Nishiyama and Nishikawa's (2016) (NN's) claims levelled against the analysis of the specificational sentence proposed by Nishigauchi (2016). It is shown that (i) NN's recognition of the relevant facts is problematic, (ii) NN's claims about the exhaustiveness condition on the semantics of the specificational sentence, widely assumed in the literature, are wrong, (iii) the notions of the variable(-containing) noun phrase and unsaturatedness of Ns and NPs are groundless, (iv) their understanding of a certain type of predicational sentences is mistaken, and (v) their arguments against Nishigauchi's analysis of the binding of the reflexive are problematic from the viewpoint of research integrity.

キーワード: 「指定文」, 「変項名詞句」, 「非飽和性」, 「自分」

Keywords: specificational sentence, variable(-containing) NP, unsaturatedness, zibun

*本原稿は西山・西川 (2018) が『言語研究』に掲載された 2018 年に準備していたが、その時は西垣内 (2020) の執筆と投稿準備にかかっており、以後も諸般の事情で発表のタイミングを逸していた。本研究の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究 (C) 「「視点」にかかわる言語現象と理論言語学」(2018 年度~2023 年度, 研究代表者: 西垣内 泰介, 課題番号: 18K00599) による援助を受けている。

1. はじめに

西山・西川 (2018) は「[西垣内 (2016)] の議論を批判的に検討し、妥当な指定文分析はいかなるものかを考察する。」としている。西垣内 (2016) には、西山氏が従来考察の基盤としている「非飽和性」について注 5, 「変項名詞句」について注 8 で問題を指摘しているが、それらについての回答も反論もまったくなく、西山・西川 (2018) は西山 (2003) などで行われている議論を繰り返すのみの内容である。

西垣内の視点からは、西山・西川 (2018) に書かれていることは理論的な面、分析の方法についてかみ合うところはなく、基本的な言語事実の認識にすら大きなズレを感じる。西垣内 (2020) などでもおもに脚注で必要に応じて言及してきたが、西垣内が仮定するはずのない、あり得ない構造や表示を「西垣内の分析」として批判するなど、研究や議論以前の問題が多数ある。

2. 「指定文」であるもの、ないもの

西山・西川 (2018, 178) は「日本語学で指定文「B が A だ」とみなされてきたものは、[(1)] のタイプのものに限られるわけではない。」として、次のような例を「指定文」として列挙し、「西垣内 (2016b) の言う中核名詞句を基盤に据える指定文の分析では、[西山・西川 (2018, (7))] の各文のような、外項を有さない名詞句を主要部として含む文を指定文として予測できないことになり問題である。」(西山・西川, 2018, 179) としている。

- (1) 東京が日本の首都だ。
- (2) a. これが花子の首飾りだ。(西山・西川, 2018, 179, (7a))
b. あの男がコレラ患者の兵士だ。(西山・西川, 2018, 179, (7b))

西垣内 (2020, 62–63) は (2ab) のような例について (i) 焦点要素が文脈指示語であること、(ii) 「X が Y だ」の Y にあたる表現が文脈に依存せずに唯一性が確保できず、識別ができないという観点から「指定文」ではないとしている。この立場からは、西山・西川 (2018) は指定文ではないものを「指定文として予測できないことになり問題」と言っていることになる。

3. 「過不足なく指定」

「指定文」の重要な特性として、Declerck (1988) は「過不足なし」の理解 ('exhaustiveness understanding') ということを挙げている。

- (3) 「指定文」には「過不足なし」の理解 ('exhaustiveness understanding') がある：「指定文」は焦点要素が変項を満たす値の過不足ないリストを表すという含意がある。(Declerck, 1988, 28)

焦点化を受けた要素、我々の例 (1b) で言えば「東京」が「日本の首都」に含まれる変項

を満たす値の過不足ないリストを表す という指摘である。このポイントは次のコピュラを含む文との比較で考えるとわかりやすいと思われる。

(4) 東京が日本の都市だ。

この文は悪い文ではないが、(1b)と異なり、「北京、東京、南京の中では」といった選択肢を必要とする「総記」(exhaustive listing)の解釈でのみ可能であり、「指定文」ではない¹。これは、「東京」が「日本の都市」で表される集合の値を過不足なく指定していないためであり、他にも該当する都市がいくらでもあるからである。

ただし、Declerck (1988)の「過不足なし」の要件(3)がそのまま「指定文」の特性を表すものとして適切かどうか、疑問がある。(3)は、ある文が「指定文」と認識されれば、その文の中で成り立っている、「指定文」成立の必要条件を表しているものであって、変項の値について「過不足なし」の要件が成り立つこと自体は「指定文」成立とは無関係と言わなければならない。たとえば、 $2x + 1 = 9$ という等式を成り立たせるために変項 x の値として、それを過不足なく指定する整数である4を選ぶのと同じである。

むしろ、「過不足なく指定」の関係が成り立つのは焦点要素「東京」と「日本の首都」の間であると考えべきである。「東京」は「日本の首都」を過不足なく指定するが、「日本の都市」に同じ関係を持つとは言えない。西垣内(2016)は次のような一般化を提示している。

(5) 「指定文」の「焦点」は変項を含む構成素の意味内容を過不足なく(exhaustively)指定していなければならない。

Den Dikken (2005, 5)は「変項を含む構成素を単に「変項」と呼ぶこととする」と述べている。この考え方によれば、(3)は(5)と等価の内容を持つと考えられる²。

この点についてのより具体的な考察として、西垣内(2016)はHiggins (1973, 150)の、

- (6) a. John's dream to better himself is ___
 b. John's dream is to better himself.
- (7) a. John's inability to swim is ___
 b. *John's inability is to swim.

(6a)から to better himself ををコピュラの右へ移動する(つまり焦点化する)ことで(6b)を派生できるのに、(7a)から(7b)を派生することができないことの説明として、'bettering

¹西山(2003)は後で見る(28a-c)などを「指定文」としており、西山・西川(2018, 179)は(28a-c)のような文を西垣内(2016)が「指定文」として予測できないことになり問題である。」としているので、(4)を「指定文」と考えるのではないだろうか。

²西山・西川(2018, 184)は「[(5)]の条件は指定文の規定にとって不要である。」と断言している。しかし、「過不足なく指定」の要件は西垣内(2016)が言い出したことではなく、(3)のDeclerck(1988)をはじめ、Den Dikken(2005)の中でこれを前提とした先行研究がいくつも引用されている。(3)のような明確な記述があるDeclerck(1988)は西山(2003, 426)の「参考文献」にもリストされているが、西山(2003, 273, (14a))には「ピカソがフランスの画家だ。」のような明らかに(3)に反する、「総記」のコピュラ文が「指定文」の例としてあげられている。このような文を「指定文」とするのであれば、同書の中でDeclerck(1988)の(3)に対する批判が必要であった。

himself constitutes or makes up John's dream ... However, ... swimming does not constitute his inability ... swimming in no sense makes up his inability.' という議論を引用している³。この考察での Higgins (1973) の一般化は次のようなものである。

- (8) 補文がコピュラ文の述語補部の位置を占めることができるのは、その補文が主語の名詞句が指し示すものの内容 (content) ないし構成 (constitution) を与えるときである。(Higgins, 1973, 150)

西垣内 (2016) が (5) で constitute の訳語「構成する」を使わなかったのは、日本語の「構成する」が英語の constitute の持つ意味で必ずしも理解されないので、その意図するところの「過不足なく指定」を使ったのである⁴。

4. 「過不足なく指定」の反例？

西山・西川 (2018) は「たとえば」「主として」「も」を含む例を使って「[「過不足なく指定」]の条件に対しては多くの反例を挙げることができる」(西山・西川, 2018, 185)と書いている。西垣内 (2016, 161) は「過不足なく指定」の条件について、Den Dikken (2005, 328-9) を引用して「これは「含意」(implicature)に過ぎず、文脈の中でキャンセルできるもの」としている。Declerck (1988, 29-36) には「過不足なし」の理解が含意 (implicature) であることについての長い議論がある。「含意」(implicature) が文脈の中でキャンセルされたものを含む例をもって「反例」というのは、基礎的な誤りである。

まず「主として」を考えてみよう。「主として」は、まさに「過不足なく指定」をうけて、それをキャンセルする働きを持っていると考えられる。次の西山・西川 (2018, 185, (23a)) にもとづく例で考えてみよう。

- (9) 主としてこれまでの市場長が豊洲盛り土問題の{責任者/?関係者}である。

「主として」がなければ、「市場長」が「...責任者」の値を過不足なく指定していると言えるが、「関係者」ではそのように言うことができず、それと対応して「主として」の

³これについて、西山・西川 (2018, 184) は「「水泳という点で John は無能である」とは言えても、「John の無能さは水泳からなる」とは言えないのである。... 過不足性 [ママ] は無関係である。」と書いている。西山・西川 (2018) は inability に「無能」という訳語を当てる誤りを犯している。Inability は ability の否定形で、「無能」ではなく inability to swim = not being able to swim 「泳ぐことができないこと」である。上の引用で Higgins は constitute を make up と言い換えてくれており明らかなのだが、「彼のできないこと (inability) は泳ぐことのみからなるのではない」ということで、西垣内 (2016, 141) の「他にもできないことがある」つまり空を飛ぶこと、時速 50km で走ることなど他にもできないことがあるという説明で合っている。もっと言えば、Higgins が John's ability is to swim. という例文を使わなかったのは、この文では「John にできることは泳ぐこと (だけ) だ。」という、まさに swimming が John's ability を constitute する解釈ができるからである。

⁴Merriam-Webster Dictionary には Twelve months constitute a year. という例文が示されている。「12ヶ月が1年を構成する。」は日本語として不自然で、翻訳文に聞こえるのではないだろうか。英語の constitute は「構成する」とは重要な点で違っているのである。西山・西川 (2018, 184) が「しかし、Higgins が [(7b)] を不可とした真の理由は、その点にあるのではなく、swimming が John's inability を構成しないことにある。」と書いているのは、彼らが日本語の「構成」の意味で誤解していることを理解すれば、西垣内 (2016) への反論として意味が通じる。

共起の容認性が低い。「主として」は、むしろ「過不足なく指定」の診断項目 (diagnosis) として使えるようなものである。

西山・西川 (2018) があげる、「例えば」を使った例は次のものである。

- (10) a. A: 北海道出身の画家は、(例えば) 誰だろう。(西山・西川, 2018, 185, (22a))
 b. B: 太郎が北海道出身の画家だ。(西山・西川, 2018, 185, (22c))

西山・西川 (2018, 185) は、「話し手 B は、北海道出身の画家は太郎以外に存在しないと はみなしていないであろう。」として、(10b) は「過不足なく指定」の要件を満たしていないにもかかわらず「指定文」であると主張している。なぜか () に入っている「例えば」がなければ (10ab) はともに「総記」のコピュラ文にすぎないが、「例えば」があれば「総記」の含意 (implicature) がキャンセルされると考えられる。(10a) で「総記」の含意がキャンセルされているので、その答えにおいてはひとり該当する人を答えれば、適切な答えになり得るということである。

しかし、(10b) では「総記」の含意はキャンセルされているものの、「指定文」ではないことを示す根拠がある。西垣内 (2016, 4 節) で論じているように、「指定文」の特性のひとつとして、代名詞の量化表現による逆行束縛の現象がある。

- (11) A. 各社_iの経営者は誰だろう。
 B. そこ_iの創始者の親族 (が各社_iの経営者) だ。

(11B) では、() 内を発音した場合、代名詞「そこ」が量化表現「各社」に c 統御されず、むしろ先行する位置にあるにも関わらず後者による束縛の解釈が可能である。これは西垣内 (2016, 4 節) で論じている「指定文」の派生の過程に由来するもので、「指定文」の定義的特徴のひとつとも言えるものである⁵。

この観点から、次の「例えば」を使った疑問文・答えのペアを考えてみよう。

- (12) A. 各社_iの株主は例えば誰だろう。
 B. 山村源六氏 (が各社_iの株主) だ。
 B'.*そこ_iの創始者の親族 (が各社_iの株主) だ。

「各社の経営者」は各社にとって唯一的に決定されるが、「各社の株主」は、関与する各社の株を共通して所有する株主であり、そのような人が複数いる中で「例えば」ひとりを挙げよというのが (12A) の解釈と考えるのがもっとも理解しやすいもので、(12B) のようにひとりの名前を挙げれば立派な答えとなるのは (10b) と同じである。しかし、(12A) への答えとして (12B') のように代名詞の逆行束縛を含むものは不可能である⁶。このことは、本来「総記」のコピュラ文であるものに「例えば」を使って「総記」の含意を抑

⁵西山・西川 (2018, 184) は注 10 の例文「そこ_iのおはぎが、各和菓子屋さん_iが自慢する商品だ。」を用いているので、代名詞の量化表現による逆行束縛を「指定文」の定義的特徴のひとつと認めていると思われる。

⁶各社の株主がすべてそこの創始者の親族であるという文脈ではこの解釈が可能である。次のように「のみ」を付けるとこの解釈が強制され、逆行束縛の解釈も可能となる。

制しても、それだけでは「指定文」を得ることができないという重要なポイントを示している。

Declerck (1988, 31) は「過不足なしの理解」が含意 (implicature) であることの例として次のような example という語を含む文を論じている。

(13) An example of this kind of war is World War II. (Declerck, 1988, 31, (53a))

Declerck (1988, 31) はこのような例について「他にも例がある可能性を許す」としている。しかし、これこそが example という語の意味であり、働きののではないだろうか。つまり、example の意味によって、実例となるものが1つ与えられれば「過不足なく指定」の条件が満たされるのではないかということである。日本語では「一例」という語が対応する。

(14) 第二次世界大戦がこの種の戦争の一例だ。

ひとつ例を挙げることで、過不足ない指定となる。

同様の考察が次の例について当てはまると思われる。

(15) a. O大学の学生がこのコンビニの利用者だ。(西垣内, 2016, 162, (80a))
b. 阪神ファンが一塁側の観客だ。

これらの文は、それぞれコンビニがO大生専用、一塁側が阪神ファン専用という解釈で容認しやすいのは言うまでもないが、利用者にO大生以外、観客に巨人ファンが(少数)いても容認できると思われる。つまり、「一例」がひとつ例を挙げることで、過不足ない指定となるのと同様に、「利用者」「観客」などは代表的な集合、もっとも成員の数が多集合などを値として挙げることで過不足ない指定となるということである⁷。

西山・西川 (2018) があげる、「も」を使った例は次のものである。

(16) a. 甲:米国の長期金利上昇が、今回の円安の原因だよ。(指定文)
b. 乙:うん、そして、日銀の介入も、今回の円安の原因だ。(指定文)

西山・西川 (2018, 185) は、「(16b) のように追加の値を指定する場合は「AもBだ」という形式が可能である。」としている。しかし、(16b) のような文は先行する文への「追加の値」であってこそ可能なものであり、「日銀の介入も、今回の円安の原因だよ。」と

(i) そこの創始者の親族のみが各社の株主だ。

「過不足なく指定」の条件が満たされるからに他ならない。

⁷(15a) について、西垣内 (2016, 162) は「「コンビニの利用者」の値として「O大学の学生」を指定すれば「コンビニの利用者」を意味的に特徴付けるに十分であるといったことではないか」と述べている。それについて、西山・西川 (2018, 186) は、「過不足なく指定」を「大幅に緩め」たものとし、「「変項を含む構成素を意味的に特徴付ける」ということで何を意味しているのか明確でない」としている。しかし西垣内 (2016, 162) の説明が「正しいかどうかは(意味論をも含めた)文-文法レベルで決まるのではなく、コンテキストを考慮した語用論レベルではじめて決まることであろう。」としている。

いきなり言われても、相手はきょとんとするしかない。「も」に関して言うと、Higgins (1973) は次のような例文を議論している。(Higgins, 1973, 9, (11ab))

- (17) a. What John also is is enviable.
b. What John is is also enviable.

Higgins (1973, 9) は (17a) は「指定文」(=John also is enviable.), (17b) は「指定文」(=John's status is also enviable.) の解釈のみが可能としている。(17b) で「指定文」の解釈ができないことは、also によって enviable が変項の値を過不足なく指定することができないことによって説明できる。

西垣内 (2016, 141–142) は、「2.1.3 疑問文との平行性」という節を設け、「「指定文」が疑問文とその答えを内包した性質を持つことは多くの研究者によって指摘されていることである。」としてその中に西山 (2003, 131) からの引用も含めて言及している。その上で、「過不足なく指定」という要求は、疑問文とその答えとの間の関係について指摘されていること」として、Karttunen (1977, 10), Engdahl (1986) などを引用して「指定文」の「過不足なく指定」の要件が、実は疑問文とその答えの関係に根拠を見いだすことができるという議論をしている。疑問文に特化した形式意味論の教科書である Dayal (2016) には 2.2.1 節など、疑問文における exhaustiveness について多くのページが割かれている。

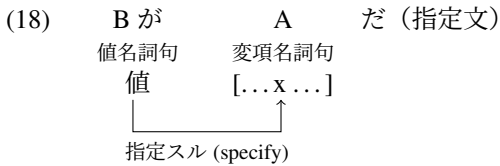
Karttunen (1977), Engdahl (1986) などの知見がよく知られたものであることを考えると、次の西山・西川 (2018, 184) の言明は、目を疑うものである：「Wh 疑問文が過不足ない答えを求めているのと同様、指定文も過不足ない値のリストを指定しているわけではないのである。」(下線追加)

5. 「変項名詞句」の問題

西山・西川 (2018) は「指定文について、西垣内 (2016) の [関数名詞句] による分析に対比されるものは、西山 (2003) の変項名詞句による分析である。」(西山・西川, 2018, 180), 「指定文の分析において不可欠なのは、[関数名詞句] ではなく、変項名詞句という概念装置である。」(西山・西川, 2018, 191) としている。

「対比」ということで西山・西川 (2018) がどのようなイメージを表そうとしているのか不明だが、少なくとも「変項名詞句という概念装置」が「関数名詞句」と比較されるものではない。「関数名詞句」(西垣内 (2016) では「中核名詞句」と呼んだ) は西垣内 (2016, 2.2 節) で示している統語構造および意味との対応関係にもとづく制約があるものである。

「変項名詞句」には、どのような制約があり、どのようにしてその形式とはたらきを検証できるのだろうか。端的に言って、「変項名詞句」は、制約も検証する方法もない、ある文が「指定文」であると(主観的に)判断されれば、次のような定式化(西山・西川, 2018, 180, (10))に当てはめられるという「概念装置」である。



この考察に制約も検証も意識されていないことは、西山・西川 (2018, 180, 注6) で、査読者のひとりが何を指定文と見なすかについて疑問を呈していることについて次のように応えていることによって端的に示される。

われわれの考える指定文「B が A だ」の基本的な意味構造は [(18)] であり、...[(1)] ばかりでなく [(2ab)] も [(18)] の具体例にほかならない。仮に、西垣内 (2016) が [(1)] のケースのみを指定文と呼ぶとするならば、それは [(1)][(2ab)] の間の共通の意味構造 [(18)] を捉え損なうであろう。

「指定文「B が A だ」の基本的な意味構造は (18) であり」では、査読者の「何を指定文と見なすか」、何をもって「B が A だ」が指定文と呼べるのかという問いに答えていない。(18) に当てはまるものが「指定文」だ、では答えにならないのは誰にでもわかることである。問題は「(1)(2ab) の間の共通の意味構造 (18) を捉え損なう」—(18) を「意味構造」と呼ぶことに大きな疑問があるが—で、(1) と (2ab) がともに (18) に当てはめようと思えば当てはまる（まさにそこがより深刻な問題である）という「共通性」があるとしても、その共通性が「指定文」であるということにつながっていくことを保証するものが何もないということである。

6. 「非飽和名詞句」

西山 (2003), 三宅 (2011) などで議論されている「非飽和性」という概念は、「作家/作者」「建築家/建築者」「弁護士/弁護人」など、日本語で特徴的に見られる語彙の意味特性を捉える、現象を見る上では興味深い概念である。しかし、この概念はきちんと定義されたことはなく、「パラメータ」という概念が何の説明もなく用いられるなど、理論言語学を学んできた研究者には違和感を持たざるを得ないものである。西垣内 (2019) は、この概念の一般に流布されている定義では「監督」「選手」とともに「非飽和名詞」となるが、「*侍ジャパンは大谷翔平が選手だ。」のような経験的なレベルでの問題点を指摘している。

いわゆる「非飽和名詞」とされる「好物」のような名詞は語彙レベルの表現なので、「パラメータ」とされるものは必然的にその語の外側に位置して「非飽和名詞」を「飽和」させるものと理解できなくない（それだけに「パラメータを含み」という言い方は不可解である）が、「好物」と意味的に平行するから「(いちばん)好きな食べ物」を「非飽和名詞句」というのは、はなから疑問を持たざるを得ない。西山・西川 (2018) の「非飽和名詞句」の優位性を主張する議論は次のような例に関するものである。

- (19) a. おはぎが太郎の好物だ。(指定文)(西山・西川, 2018, (13a)) [(13a)]
 b. おはぎが太郎がいちばん好きな食べ物だ。(指定文)(西山・西川, 2018, (13b))
- (20) a. 太郎はおはぎが好物だ。(カキ料理構文)(西山・西川, 2018, (14a))
 b. 太郎はおはぎがいちばん好きな食べ物だ。(カキ料理構文)(西山・西川, 2018, (14b))

これらの例文について、西山・西川(2018)は西垣内(2016)の分析では(19a), (20a)が次のような「関数名詞句」から派生されるものと推測する。

- (21) $[_{NP}$ 太郎(の)] $[_{N}$ おはぎ(という)] $[_{N}$ 好物]

そして、次のように述べる。

注意すべきは、[(19b)]の「太郎がいちばん好きな食べ物」は、意味的には「太郎の好物」と類似しているとはいえ、統語的には[連体修飾節+飽和名詞]の構造を有しているという点である。したがって、[(19b)]については、[(21)]に類した統語構造を仮定するわけにはいかないのである。(西山・西川, 2018, 182)

その上で、西山・西川(2018)は西山・西川(2018, (17)–(19))といういずれも「食べ物」を主要部とする構造を示し、それぞれの問題点を述べている。

かくして

このような西垣内の分析に対し、本稿では、非飽和名詞に加え、非飽和名詞句を認め[(20b)]の「いちばん好きな食べ物」を(それ単独では外延を決定できないという意味で)非飽和名詞句、「太郎」を(それによって外延を決定できるという意味で)そのパラメータの値と分析する。(西山・西川, 2018, 183)

いろいろ問題があるが、「このような西垣内の分析」とは何を指しているのだろうか。西山・西川(2018, (17)–(19))はいずれも関係を表すものではない「食べ物」を主要部とするもので、「関数名詞句」ではない。西山・西川(2018)が問題点を指摘するまでもなくあり得ない構造であり、そのような構造を仮定する考察を指して「西垣内の分析」などと言うのは研究者のモラルに反する行為である。西垣内(2020)の3.4節で、(19b)のタイプの「指定文」の統語構造について議論している。西垣内(2020)の分析の原型となる分析が西垣内(2017)に見られ、西山・西川(2018, 183)は注10でこの論文に言及している。従って西垣内が西山・西川(2018, (17)–(19))のようなあり得ない構造を仮定するはずがないことは当然理解されていなければならない。

「好物」は非飽和名詞、「いちばん好きな食べ物」は非飽和名詞句という発想は「意味的には…類似」(西山・西川, 2018, 182)に基づいているのだろうか。統語的にまったく違うものであることは後述するように明らかだが、意味的に考えても、「好物」のような語彙的表現が「好きな食べ物」のような迂言的句表現と異なっていることは影山(1997)が「入学する」と「学校に入る」の対比などで明らかにしていることである。語彙的表現は、迂言的句表現に比べ、意味が限定される。「写真に撮る対象としては」を(19b)の前につけるといくぶん奇妙に聞こえる程度だが、(19a)の前ではまったく不可能である。

ついでながら、「非飽和名詞」の句レベルでの投射は「パラメータ」を含んでいるので、「飽和名詞句」でなければならず、「非飽和名詞句」は「食べ物」のような「飽和名詞」の句レベル投射である。「(非) 飽和性」を含む言語表現は、「内心性」(endocentricity)の真逆の性質を示す、語彙論・統語論において珍しい存在である。

考えられる統語的派生の手順では、「指定文」(19b)の「太郎がいちばん好きな食べ物」の「太郎」を主題化することで「カキ料理構文」(20b)が得られる。上の引用にあるように「太郎」は非飽和名詞句を飽和させるパラメータなのだから、(19b)から(20b)への派生は飽和名詞句であったものを非飽和名詞句にするというものなのだろうか。

しかし、「指定文」から主題化によって「カキ料理構文」を派生するとすれば、移動する要素は「指定文」に相当する領域の中に「痕跡」を残すはずである。これが理論的枠組みと無関係に真であることは、いろいろな方法で示すことができるが、次の敬意表現(敬語)を含む文がそのひとつである。

- (22) a. おはぎが [山田先生の いちばん好きな] 食べ物だ。(指定文)
 b. 山田先生_iは おはぎが [t_i いちばん好きな] 食べ物だ。(カキ料理構文)

敬意表現が統語的に局所的な制約に従っていることは久野(1983, 4章)などで示されている。(22b)で「お好き」が可能なのは、主題化された「山田先生」の痕跡が、(22a)の「山田先生」と同じ位置、つまり同じ節の主語の位置にあると考えることでもっとも容易に説明することができる。とすれば「t_i いちばん好きな」はその投射の中*に*いわゆるパラメータを含むことになり、「非飽和名詞句」であることの根拠を失う。なお、主題化は移動ではなく、空代名詞 pro の束縛を含むものという考え方があり、これによると「pro いちばん好きな」となり、投射の中にパラメータを含むことになる点では変わらない。

「数量詞遊離」(quantifier float, QF)の現象でも同様のことが示される。

- (23) a. おはぎが [子どもたちがみんな いちばん好きな] 食べ物だ。(指定文)
 b. 子どもたち_iは おはぎが [t_iみんな いちばん好きな] 食べ物だ。(カキ料理構文)

(23b)では数量詞「みんな」が離れた位置にある「子どもたち」を修飾する解釈が可能である。この事実も「子どもたち」がもともと t の位置に存在し、そこから主題化によって文頭に移動したと考えることでもっとも容易に説明できることである。

さらに、非飽和名詞句を主張する考察は、これも名詞句の内部構造を顧みないことに由来するつぎのような問題がある。これは、「好物」と「好きな食べ物」を非飽和名詞(句)と考える人は「推薦者」と「推薦する(した)人」も非飽和名詞(句)と考えるという仮定の上での議論である。

- (24) a. 田中さんが 吉田さんの推薦者だ。(指定文)
 b. 田中さんが 吉田さんを推薦した人だ。(指定文)

- (25) a. 吉田さんは 田中さんが推薦者だ。(カキ料理構文)
 b. 吉田さんは 田中さんが推薦した人だ。(カキ料理構文)

問題は、(25a) と異なり、(25b) に多義性があるということである。すなわち、(25a) は (24b) に相当する解釈のみが可能だが、(25b) は (24b) に相当する解釈に加え、次の文によって表される解釈が可能である。

- (24) c. 田中さんが 吉田さんが推薦した人だ。(指定文)

この解釈は (24b) に比べて即座には得にくいかも知れないが、(25b) の「田中さんが」の後に少しポーズを置くと得やすくなる。構造と派生の観点から言うと、(24c) の読みの方が「おはぎ」の例文 (20b) と平行性がある。いずれも「非飽和名詞句」の中の述語の主語の位置から主題化が起こっているからである。

「カキ料理構文」(25b) は、次の2つの統語的派生が可能である。

- (26) a. 吉田さんは 田中さんが [吉田さんを 推薦した人] だ。(24b) ⇒ (25b)
 b. 吉田さんは 田中さんが [吉田さんが 推薦した人] だ。(24c) ⇒ (25b)

このような構造的な多義性は「関数名詞」である「推薦者」を含む (25a) ではあり得ないことである。

西垣内 (2017) は同様の対比を関係節化に関連して指摘している（「鈴木弁護士が訴えた人である会社」は「鈴木弁護士が訴訟相手である会社」に比べ容認性が低く、多義性がある）が、西山・西川 (2018) はその例に関して「この表現特有の事情（おそらくは構造付与のしにくさ）があり、「非飽和名詞句」という概念を否定する例としては不適切である。」と根拠も示さず退けている（西山・西川, 2018, 注 10）。「この表現特有の事情（おそらくは構造付与のしにくさ）」が意味不明だが、(25b) に見られる多義性は「この表現特有」ではなく、「推薦した人」「訴えた人」などで体系的に見られることである。それは、「推薦する」「訴える」などがいずれも意味選択として主語・目的語両方に人や機関を表す項をとるものだからである。このような動詞は他にもいくらかでもあり、それらの動詞を含む「非飽和名詞句」はすべて (25b) に見られる多義性を示すはずである。「X が Y を { 推薦する / 訴える }」では X, Y のいずれも主題化をうける可能性があり、西山・西川 (2018) が「パラメータ」とよぶものになる可能性があるからである。西山・西川 (2018) があげている「非飽和名詞句」は「好きな食べ物」の他「寝る前にいつも飲むワイン」（西山・西川, 2018, 注 10 例 (iii)）「自慢する商品」（西山・西川, 2018, 注 10 例 (iv)）のように「パラメータ」になり得るものが人、店に限られるので、問題の多義性が出ないのである。

そもそも、西山・西川 (2018) および西山 (1990) が「好きな食べ物」を「非飽和名詞句」とするのは、いわゆる「カキ料理構文」の成立が「非飽和性」に対して十分条件であると考えていることを示している。「非飽和性」という特性があれば「カキ料理構文」という現象が成立すると予測するのではなく、「おはぎ」の例文 (20b) などで「カキ料理構文」が成立するから「好きな食べ物」に「非飽和性」があると分類、規定していると

いうことである。「非飽和性」は経験的仮説に関わる概念ではないのである。

三宅 (2011, 73) には、「西山 (1990) の論を強く論駁するためには、**Z** が非飽和名詞句でないにもかかわらずこの構文が可能なる例をあげる必要がある。(強調は三宅)」という言明がある。これは「強く論駁」とは無関係で、「カキ料理構文」の成立が「非飽和性」の十分条件であると言っているにすぎない。通常の命題論理のルールに則っていることが前提だが、

- (27) A. [カキ料理構文の成立] → [非飽和性]
 B. ¬[非飽和性] → ¬[カキ料理構文の成立]

(27) の B は A に対して「対偶」の関係にある。B が言っていることは「非飽和性」がなければ「カキ料理構文」は成立しないということなので、B を否定しようと思えば、三宅の言うとおりの、「非飽和名詞句でないにもかかわらずこの構文が可能」なる例をあげることになる。「{t/pro} 好きな食べ物」が「パラメータ」を含んでいるという観点から「非飽和名詞句」ではないという立場から言えば、そのような例はいくらでもあげることができる。

7. 「カキ料理構文」は措定文？

西垣内 (2016, 159) が

- (28) (この3人の中では) 花子が [_{NP} __ [_{N'} __ [この病院の看護師]]] だ。

のような構造を「花子がこの病院の看護師だ。」に対応する「カキ料理構文」であると述べていることについて、西山・西川 (2018, 188) は「カキ料理構文は...措定文である...例えば「日本は東京が首都だ」は、X(「日本」)の指示対象に「YがZだ」(「東京が首都だ」)で表される属性を帰す、という点で措定文である」のに対して(28)ではそのような読み方ができず、(28)を「カキ料理構文」とみなすことはできないとしている。

(28)が「カキ料理構文」であると言っているのは統語的派生についてなので、まったくの誤解だが、「カキ料理構文は...Xの指示対象に「YがZだ」で表される属性を帰す、という点で措定文である」という断言については今後の考察のためにもコメントしておきたい。

西山・西川 (2018) が目指していると思われる構文の分類という観点からはそれで充分なのかも知れないが、カキ料理構文「日本は東京が首都だ」が

- (29) 東京は日本の首都だ。

のように「同定」を表す文と同じように「Xの指示対象に属性を帰すという点で措定文である」と考えることには経験的観点から疑問を感じる。

- (30) a. 東京って{何/どんな都市}? 日本の首都だ。
 b. 日本って{何/どんな国}? ??東京が首都だ。

これらはいずれも「Xの指示対象」についての質問に「その属性を帰す」ことで答えとする対話のつもりだが、(30b)は(30a)に比べて容認性が低いと思われる。思いつく「カキ料理構文」と呼ばれている文はみな(30b)のような座りの悪い対話に対応するようである。西山・西川(2018)はこのことについてどう説明するのだろうか？

8. 「自分」の「逆行束縛」

「指定文」の派生において焦点化されるのが「関数名詞句」の内項であり、外項ではないということについて、西垣内(2016, 第4節)は「自分」の逆行束縛と呼ばれる現象および量化表現による代名詞の変項束縛にもとづく議論を提出している。

- (31) 自分の父親が太郎の誇りだ。

この「指定文」は次のような「関数名詞句」から派生される。

- (32) $[_{NP} \text{太郎 (の)} [_{N} \text{自分}_i \text{の父親 (という)} [_{N} \{ \text{誇り / 自慢} \}]]]]$

「自分の父親」は内項として現れ、「自分」が「太郎」に局所的にc統御される。この内項が焦点化されることで、(31)が派生される。

西山・西川(2018, 190)は、

- (33) $\text{自分}_i \text{の父親が, } [\text{太郎}_j \text{が誇りに思っている人}] \text{だ。}$ (西山・西川, 2018, 190, (45a))

のような例をあげ、「西垣内の枠組みでは、[(33)]...の指定文における逆行束縛は説明できない。なぜならば、西垣内の枠組みでは、[(33)]の背後にある中核名詞句は[(34)]のようなものであり」と決めつけ、(34)の、あり得ない表示を示している。

- (34) $[_{NP} \text{ — } [_{N} \text{自分の父親 (という)} [_{N} \text{太郎が誇りに思っている人}]]]]$ (西山・西川, 2018, 190, (46))

その上で、(31)に類する例をいくつか挙げ、「ここでも逆行束縛が可能であることは西垣内の枠組みの問題点を露わにしている。」と断言している。

(34)のような表示はN主要部が関係節名詞句というあり得ないものであり、より深刻なことは、このような「構造」では必要なc統御関係が得られないのであり、このような「構造」を西垣内が仮定するはずがないのである。「西垣内の枠組みでは、[(33)]の背後にある中核名詞句は[(34)]のようなものであり」は誤った言明である。

西垣内(2016)が(33)を説明できないとしても、ここに見られる「逆行束縛」の現象は十分な説明をなされたことのない難問であり、これを説明できないことを理由にひとつ

の論究について「問題点を露わ」などと発言するのは、(33)を説明する具体的な分析を提示するものみに許される行為である。西山・西川(2018)は(33)どころか(31)についての具体的な考察を示していないのである。

(33)に見られる束縛現象については、西垣内(2020)で量化表現による代名詞の変項束縛についてその分析を提示している。詳細は西垣内(2020, 4節)を参照願いたいだが、基本的な考え方は「指定文」(33)をQ:「太郎が誇りに思っている人」(は誰?)という(潜伏)疑問と、それに対する答えA:「(太郎が誇りに思っている)自分の父親だ」がひとつの文の中で実現している表現と捉え、ここでのQを外項、Aを内項(値)、そして \emptyset_{ID} を主要部とするとする「関数名詞句」を仮定する。内項であるAをFocP指定部に移動することで(33)が派生されるのだが、その際Aの関係節修飾部「太郎が誇りに思っている」がQの相当部分との同一性によって削除される。その削除される関係節の派生過程で存在する「太郎が自分の父親を誇りに思っている」の中で束縛条件が満たされることが(33)の束縛現象を説明する。

9. おわりに

「[西垣内(2016)]の議論を批判的に検討し、妥当な指定文分析はいかなるものかを考察する。」とする西山・西川(2018)の問題点を指摘してきた。西山・西川(2018)の議論は(i)基本的な言語事実の認識に問題がある。(ii)「過不足なく指定」の条件についての誤解がある、(iii)「変項名詞句」「非飽和性」の概念に問題がある、(iv)「措定文」の把握について疑問がある、(v)「自分」の「逆行束縛」の議論に問題があることを示した。

参考文献

- Dayal, Veneeta (2016) *Questions*. Oxford: Oxford University Press.
- Declerck, Renaat (1988) *Studies on copular sentences, clefts and pseudo-clefts*. Berlin: Walter de Gruyter.
- Den Dikken, Marcel (2005) Specificational copular sentences and pseudoclefts. In: Everaert, Martin and Henk van Riemsdijk (eds.) *The Blackwell companion to syntax* 4: 292–409. Malden, MA: Blackwell Publishing.
- Engdahl, Elisabet (1986) *Constituent questions: The syntax and semantics of questions with special reference to Swedish*. Dordrecht: Springer.
- Higgins, Francis Roger (1973) *The pseudo-cleft construction in English*. Ph.D. dissertation, MIT, published 1979 by Garland Publishing.
- 影山太郎 (1997) 『日英比較語彙の構造』 東京: 松柏社.
- Karttunen, Lauri (1977) Syntax and semantics of questions. *Linguistics and Philosophy* 1(1): 3–44.
- 久野暉 (1983) 『新日本文法研究』 東京: 大修館書店.
- 三宅知宏 (2011) 『日本語研究のインターフェイス』 東京: くろしお出版.
- 西垣内泰介 (2016) 「指定文」および関連する構文の構造と派生『言語研究』150: 137–171.
- 西垣内泰介 (2017) 「変項名詞句」の統語構造 *Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin* 20: 127–142.
- 西垣内泰介 (2019) 「地図をたよりに」の構造と派生『日本語文法』19(1): 37–53.

西垣内泰介 (2020) 「「潜伏疑問」の構造と派生」『言語研究』 157: 37–69.

西山佑司 (1990) 「「カキ料理は広島が本場だ」構文について—飽和名詞句と非飽和名詞句」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』 22: 169–188.

西山佑司 (2003) 『日本語名詞句の意味論と語用論：指示的名詞句と非指示的名詞句』東京：ひつじ書房.

西山佑司・西川賢哉 (2018) 「指定文の分析において「中核名詞句」なる概念はどこまで妥当か」『言語研究』 154: 177–204.

Author's web site: <https://researchmap.jp/KelKroydon/?lang=japanese>

(受付日: 2023 年 1 月 10 日)